

# ハンガリー社会主義憲法史序説（下の口）

—— 1956年革命と1972年憲法改正 ——

浅井幸男

## I

今日、社会主義の制度・政策に関心をもつものが注目している国の一つにハンガリーがある。ハンガリーは人口1000万人でヨーロッパの中央に位置し、マジャール人によって建国された小国である。現在東欧諸国の一員として社会主義国に属するが、60年代後半以来注目すべき政治・経済改革を行って他の社会主義国とは異なったものを生み出し、他の諸国にもかなりの影響を与えている。

ハンガリーは建国以来国境を様々に変化させてきた国であったが、近代国家の形成は比較的早く第1次大戦までに民主主義的・資本主義的發展はかなり進んでいた。とりわけ1919年の社会主義革命と1956年の革命を経験したことが今日のハンガリーを解くカギなのであるかもしれない。

栗本慎一郎教授はその著『ブダベスト物語』の中でつぎのようにいっている。

「1956年にもまた、人々は1918年、19年と同じく19世紀の民族主義者コッシュートのための旗印を掲げている。56年の市民側の放送、自由ブダベスト放送は、10月30日以降自由コッシュート放送と改名している。政策目標そのものは、18—19年革命も、56年革命も、革命と人間という問題において最もラディカルなものを掲げていたと私は考える。

つまり妙に戦術的、戦略的なスローガンを出すのではなく、直截的、強烈に、徹底的な人間的自由と徹底的な労働者への権力委譲を主張している。つまり、『党』が労働者を代表しているから、『党』のやることを支持することが、人民の権力を維持することだといった、いまとなればどこにおいても見えすいた言辞に対する身体的不信感を持っているという点で、1910年代の革命運動も、56年代の『革命』としての反乱も共通していると思うのである。<sup>1)</sup>

ソ連の戦車に乗って帰国し政権の座についたカダルはその後常にソ連の反応に細心の注意を払いながら、東欧圏ではユーゴスラビアについて最も民主的政治システムと効果的な分権的経済システムを作り上げ、今日ではハンガリー国民からも支持と歓迎を受けている。

このようなシステムを憲法上体系づけたのが72年4月の49年のハンガリー版スターリン憲法の全面的改正であった。

本稿は前稿に引きつづいて第1に、戦後東欧諸国の史的発展を政治的・法的視点から概観しながら、第2に、現行ハンガリー憲法(72年改正憲法)の成立の政治的背景とその憲法の特質——50年代の政治的レジュームへの反省形態と社会主義的民主主義の発展・強化にむけられた様々な形態が見られるかどうか——を明らかにすることにある<sup>2)</sup>。

〔注〕

1) 粟本慎一郎『ブダベスト物語』(晶文社、1982年)、26—27頁。

2) 本稿執筆にあたって参考にした主たる文献は、つぎのとおりである。

① 木戸蔚『バルカン現代史(世界現代史24)』(山川出版社、1977年)、矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史(世界現代史26)』(山川出版社、1978年)、『マルクス主義法学講座4(国家・法の歴史理論)』(日本評論社、1978年)、鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書10〕(亜紀書房、1979年)、F. フェイト、熊田亨訳『スターリン以後の東欧』〔岩波現代選書〕(岩波書店、1978年)、パムレーニ・エルヴィン編、田代・鹿島訳『ハンガリー史(1)』、『ハンガリー史(2)』(恒文社、1980年)、W. ブルス、大津定美訳『社会化と政治体制——東欧社会主義のダイナミズム——』(新評論、1982

年), W. プルス, 鶴岡重成訳『東欧経済史 1945—80』〔岩波現代選書〕(岩波書店, 1984年), ウォルフガング・レオンハルト, 高橋・渡辺訳『岐路に立つ共産主義』(読売新聞社, 1977年), 平泉公雄「ハンガリー人民共和国における憲法改正——意義と問題点——」(『アジア経済』Vol. 15, No. 8, 1974年)。

- ② I. Kováče, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, Budapest, 1968, Имре Сабо, Об особенностях развития права венгерской народной республики, «Советское государство и право», 1957 г., № 8, И. Ковач, Теоретические вопросы развития Венгерской конституции, «Советское государство и право», 1976 г., № 6, Chris Harman, *Bureaucracy and Revolution in Eastern Europe*, Pluto Press, 1974, Mihály Korom, Amending the Constitution of the Hungarian People's Republic, «*The New Hungarian Quarterly*», Vol. XIII, No. 48, Winter, 1972, А. Арвай, Развитие законодательства о Советах в ВНР, «Советское государство и право», 1975 г., № 5, Б. А. Страшун, Вводная Статья (Конституция ВНР), в Конституции Зарубежных Социалистических Государств Европы, Москва, 1973.

## II

1953年3月5日のスターリンの死去に伴うソ連指導部の非スターリン化政策は、当時ソ連・東欧諸国がかかえていた経済的・社会的危機により緊張の度を増した。とくにソ連共産党の主導権をめぐる三つのグループのかけ引きは、そのまま東欧諸国に反映した。東欧諸国の首脳は自国の経済的・社会的に深刻な不安をもちながら、ソ連三派の争いを注意深く凝視し、そして「わたしこそソ連の経験を（自国の……引用者）諸条件に適応させるやり方について最良の判断をもった人間なのです」<sup>1)</sup>という態度をとった。

ハンガリーではそれがラコシとナジの「決闘」であった。ソ連指導部は1953年5月以降ブタベストから流れてくる不安な情報に関心を示し始めた。その決闘に「クレムリンが採用した妥協の解決はラコシとナジの双方を擁護し、相対立する二つの政策を共存させることにあった。」しかし、この解決はハンガリーの中に「不快と不安定と精神分裂の状況をつくりだし、1956

年の爆発をまねくことになるのである。』<sup>2)</sup>

その爆発の直接の契機となったのは1956年2月のソ連共産党第20回大会でのフルシチョフ秘密報告であった。しかしハンガリーにおける「非スターリン化」は、すでに1952年6月から開始されていた。フルシチョフによるスターリン批判は、「当時一頓挫をきたしていたこの運動にふたたび勢いをつけただけであった。」したがってスターリン批判はハンガリー人民にとっては「青天の霹靂」ではなかったが、ラコシ一派にとっては「決定的打撃であった。」<sup>3)</sup>

ハンガリーではスターリン死去の年の6月27・28日に党中央委員会を開いた。その会議で採択された「6月決議」は、ラコシの政策を厳しく非難した。決議はラコシが「自己に国家の全権力を集中」して、「党や国家の指導、国家治安局(AVH)の仕事において重大な誤りを犯した」と非難したあと、経済政策の変更(工業化テンポの緩和、軽工業と食料品生産の重視、農業投資の増加、農業集団化政策の緩和等々)、適法性の回復(政治犯の釈放・名誉回復)、新指導体制の確立を提起した<sup>4)</sup>。

7月4日、首相に任命されたナジは、その決議を実行する大胆な措置をとり始めた。ところが1955年初頭のソ連における政変(フルシチョフによるマレンコフの追放)は、ラコシ派の勢力を復活させ、ナジを「右翼日和見主義に逸脱」したとして、ナジを首相の地位から解任した。しかしながらナジの政治の表舞台への登場はハンガリー民衆に、良き政治への期待をかきたてた。そして期待を再び裏切られた民衆は、従前にも増してラコシの政治に不満を募らせるとともに民主化への要求をつよめた。

その間国際政治の面では、53年3月、第一書記に就任したフルシチョフは、55年5月にベオグラードを訪問してユーゴスラビアとの関係を修復した。この「和解ほどスターリン死後の東ヨーロッパ諸国の進化に深い刻印をしるしつけ、遠心分離の傾向の増大に大きく貢献した出来事」<sup>4)</sup>はなかった。つづいて56年2月のソ連共産党第20回大会でのフルシチョフのスターリン

批判は東欧諸国に極めて強烈な衝撃を与えた。「非スターリン化をとなえる人々はますます公然と『ユーゴスラビアの模範にみならえ』と主張するようになった。」<sup>5)</sup>

ハンガリーにおける民主化の波は、「ペテーフィ・サークル」を中心におこった。このサークルの目的は、会合を開いて20回大会の教訓を討論しようというものであった。しかし自由な討論を特色とするサークルの会合は次第に党の「統制された討論」のワクを越えるようになった。そしてそれはラコシへの非難とナジの復党の要求となった。

ナジは追放後も自説を曲げなかったばかりか、逆に彼は55年から56年にかけて、自己の見解を覚書にまとめた著作を党中央委員会に提出した。そのなかでナジは、『人民民主主義は、プロレタリア独裁の民主主義的型である』と規定し、「社会主義社会の建設における発展は、暴力を大規模に用いること（「ボナバルティズム」＝「個人独裁と強制力の使用」〔ナジ〕……引用者）によってではなく、社会・経済領域で敵対的利害を除去し、既存の差異をなくすための暴力の使用を体系的に減らし、勤労大衆とできるだけ広範な規模で密接に協力するために民主的な形態と手段を利用する（「憲法にしたがっての法秩序、裁判、わが国の全国家生活と全社会生活の民主主義」「憲法にしたがって法秩序と法律を尊重する」〔ナジ〕……引用者）<sup>6)</sup> ことによって獲得されるのである」<sup>7)</sup>と社会主義建設のあるべき姿とその方法を述べ、ついで「ハンガリアをおおう政治的緊張の根本的原因は、ハンガリア人民とはつながりをもたない一部指導者が民族感情と進歩的な伝統に反対しているところからおこった」<sup>8)</sup>と書き共産主義の《民族化》、複数モデル<sup>9)</sup>、党の独立を頑固に主張した。

ペテーフィ・サークルを中心とした知識人の反スターリン（＝反ラコシ）キャンペーン運動<sup>10)</sup>の盛り上がりとは並行し、徐々に党の下部組織の中でも指導部への批判が急速に高まっていった。このような事態を懸念したソ連は56年7月ラコシを解任してそれに代えてゲレーを第一書記にすえた。

そのような情勢の中で56年10月6日ライク元外相の国葬が行われた。これに参加した多数の市民はラコシへの無言の抗議を表わした。10月13日にナジの復党が認められた。10月の後半に入るとともにポーランドの情勢（スターリン主義の克服と社会主義的民主主義実現が保障されたい）のニュースが続々ともたらされた<sup>11)</sup>。ハンガリーでも22日には多くの都市でポーランドへの同情デモが行われた。

23日には首都ブタペストであらゆる階層の人々の参加のもとに再度ポーランド連帯デモが開かれた。デモの要求は、独立、民主化、新聞の自由、ソ連軍の撤退、ラコシの裁判とナジの復帰であった。

もともと平和的、「自然発生的」なこのデモが『革命』行動に転化した直接のきっかけは、ラコシがポーランドの暴動を聞くや、これを理由として良心的な知識人やナジ周辺の人物に対して予防的措置をとったこととゲレーによるデモ隊の“暴徒”“ファシスト”呼ばわり、ならびにワルシャワ条約に違反<sup>12)</sup>するソ連軍の介入要請にあった。

デモ隊の要求（学生の16項目の綱領<sup>13)</sup>、ペターフィ・サークルの決議、労働組合の14目綱領、知識人革命委員会のアピール、労働者評議会の宣言）は、原則的にほとんど一致したものであった。すなわち、自主独立、経済・社会の全般的民主化、党の民主化である。

ナジは24日に首相に就任したが、その時はすでにソ連軍<sup>14)</sup>と市民との死闘が始まっており、革命の波は次第に地方に拡大して権力は事実上革命委員会と労働者評議会<sup>15)</sup>が掌握していた。それとともに革命民衆の要求は次第にその性格を変えていった。当初の指導者の更迭の要求から民族主義的性格の強いものになっていった。ナジは10月半ばから11月初めになると、これらの要求をほとんど受入れ、複数政党制<sup>16)</sup>、ワルシャワ条約からのハンガリーの脱退、ハンガリーの中立化をうちだした。これに対してカダルは11月1日崩壊寸前の党に代えて「ハンガリー社会主義労働者党（A Magyar Szocialista Munkaspárt）」を結成し、4日には1日から姿を消していたカダル自身を首

班とした「労農革命政府」を違法<sup>17)</sup>にも樹立した。この時点で、ナジ政権は崩壊した。同時に革命そのものも悲劇に終わった<sup>18)</sup>。

ハンガリー民衆の蜂起が、ポーランドの10月と全く対照的な結果（悲劇）に終わったのは、どこに原因があるのだろうか。F. フェイトはこの点についてつぎのように述べている。

「ポーランドがソ連軍隊による鎮圧をまぬがれたのはつぎの理由によっている。第1. 1956年4月以降、ポーランド党はソ連指導者に対して相対的に独立して行動できる単一体としての立場をかためていた。第2. ポーランドの国家利益はソ連との同盟の持続を要求していた。第3. ゴムルカのグループが要求する非衛星化と非スターリン化の水準はクレムリンの基本目標と両立できないものではなかった。

これに反してソ連軍隊の介入をまねきよせたハンガリアの進化はつぎのとおりであった。第1. 第20回ソ連党大会以降、ハンガリア党はより独立的な政策を展開して民衆の基盤を固める能力をもたなかった。第2. 国家的利益はハンガリアをオーストリア、フィンランド、ユーゴスラヴィアに対比できる国際的地位と体制の獲得の方向へ突きうごかした。第3. 大多数のハンガリア人が表明した目標は、ソ連の戦略的・イデオロギー的立場と正面からぶつかり合った。」<sup>19)</sup>

このように、ハンガリーの民衆革命は悲劇に終わったが、革命の目標は決してハンガリーの正統史家がいうように『反乱』でも『反革命』でもなかった。この革命は「ハンガリーにふさわしい民主的な方法で社会主義」をめざしたものであった。ジェルジ・ルカーチは、ハンガリー革命の目標をつぎのようにまとめている。「わが国の国家、社会、経済、文化は真の民主主義の精神で更生させられねばならない。真の民主主義こそ、スターリン主義のいっさいの残存物を取り除くことができる。民主主義的自由の創設と、すべての分野における人民の自治こそ、ハンガリー国民にとって真の基礎——社会主義へのハンガリーの道を見出し、それをあらゆる面で成功裡に応用できる

基礎——である。」また、ポーランドのロマン・ジマンドは、ハンガリーへの軍事介入をつぎのように非難している。「ハンガリーに対する軍事介入は、もっとも悪質な反共主義だけが想定できるような事態である。39年前に勝ちほこった社会主義革命を行なった最初の国として歴史に登場した国の軍隊が民主主義の諸要求の実現を望んだ人民に砲火を浴せたのだ。」いずれにしてもハンガリーの悲劇は「スターリン体制が共産主義の墓場となっている」ことを証明したことである<sup>20)</sup>。このようにハンガリーの出来事は東欧の指導者にみずからの無力さと彼ら自身の地位の究極の保護者、体制の擁護者はソ連であること、そして「自律的な選択の限界——ユーゴスラビアのような離脱は思いもよらないこと——を教えた。」<sup>21)</sup>

スターリン主義的な支配様式・統治構造の解体・排除=非スターリン化という形で政治的革新の方向を規定したソ連共産党第20回大会の政治的・法的意味は、「社会主義的適法性の『再建』と『強化』」——すなわち、「ソ連憲法に表現されたソビエト社会主義的民主主義の諸原則を全面的に復活させ、革命的社会主義的適法性の侵犯を徹底的に矯めること、」「すべての党およびソビエト機関に対し、適法性を大切にまもり、無法、恣意、社会主義法秩序侵犯のいかなる現われをも断乎としてきびしく阻止することを義務づける」<sup>22)</sup>——ことであつたが、東欧諸国では、この外にこの大会の結果もたらされたコミンフォルムの解散、ソ連・ユーゴ関係の改善、ハンガリー・ポーランド事件<sup>23)</sup>が加わって「ソビエト形態とは異なった人民民主主義形態の独自性をあらためて反省的に検討する」必要性がでてきた。ハンガリーにおいても事は同様にすんだ。ソ連の戦車によって民衆の革命行動は粉碎され、その上にカダルの政権は成立したが、それでもなおカダルは「複数政党制と中立政策をのぞいてはナジのプログラムの全項目をそっくりひきつ」がざるをえなかった。政府は4日の声明で「ナジの重要政策の継承（平和と秩序の回復後ソ連軍の撤退を要求、多党制維持と自由選挙実施、労働者評議会による工場管理など）戦闘参加者の早期釈放・赦免を約束した。」<sup>24)</sup>これは労働



者評議会の要求とも一致していた。労働者たち、民主連合諸党の代表者たち、文学者たちは、「武器に敗れたとはいえ反乱の政治的勝利を確保しよう」とつとめた。そのことでは、「だんことしてゆずらない身構えをしめした。」ところがカダルは次第に忍耐力を失い11月4日にはナジを、つづいて12月初めには中央労働者評議会の指導者たちを逮捕し、抑圧はさらに度合いを増した。「このようにしてハンガリアは10月にわが身から解き放った恐怖をふたたび身をもって体験することになった。熱狂はあきらめにゆずり、民族的ロマンチズムは失望の苦いリアリズムにやぶれていった。ついでいまひとつたび反対派の勢力は完全にたたきのめされ、民族の士気はついえさった。カダルはハンガリア国民の現実主義の意識にうったえて国民の大いなる夢の廃墟のうえに、漸進的に慎重に自由化されたひとつのシステムを樹立するといふながしかの妙技をやがて発揮することになる。このシステムはラコン、ゲレの体制よりもさらに数年間、ハンガリアに接するチェコスロヴァキア、ルーマニアの隣人が体験しつづけるシステムよりも、はるかに抑圧の度合いのよわいシステムとなるだろう。」<sup>25)</sup>

〔注〕

- 1) F. フェイト、熊田亨訳『スターリン以後の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1978年）26頁。  
W. ブルスは、当時の状況をつぎのようにいう。「（スターリン的……引用者）システムを化石化し、同時に新しい挑戦状にどう対応していくか」であった（W. ブルス、鶴岡重成訳『東欧経済史 1945—80』〔岩波現代選書〕〔岩波書店、1984年〕71頁）。
- 2) F. フェイト、前掲書、17頁。
- 3) 鹿島正裕「ソ連共産党第20回大会とハンガリー」〔『歴史学研究』No. 477, 1980年, 56—57頁〕。  
なお、中央委員会の決議は、ラコン政策を「生産力を破産状態におとしこみ、労働同盟をうちこわし、人民民主主義の権力をそこない、合法性をふみにじり、党と政府に対して大衆を対立させ、すなわち、国家を破滅のふちまでみちびいた」と批判している（F. フェイト、前掲書、14—15頁）。
- 4) 鹿島、前掲論文、56頁参照。

- 5) F. フェイト, 前掲書, 74 頁。ハンガリーとポーランドの「社会主義的民主主義」をとなえる人々の関心を集めたチトー体制のモデルはつぎの三点にしぼることができる。① 農業集団化の解体, ② 非中央集権化と官僚主義に対する闘争, ③ 労働者評議会の制度。
- 6) ウォルフガング・レオンハルト, 高橋・渡辺訳『岐路に立つ共産主義』(読売新聞社, 1977 年) 247 頁。
- 7) 鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書 10〕(亜紀書房, 1979 年) 85—87 頁。
- 8) F. フェイト, 前掲書, 59 頁。
- 9) ナジは, すでに 1954 年に愛国人民戦線にある種の自主権を与え, 実質的な存在にしたてて党機構と対抗するだけの重みをもたせ, 体制のわくぐみの中で世論を表現する組織にしようとしたところみたことがあった (F. フェイト, 前掲書, 86 頁参照)。
- 10) ティボール・デリイは, 56 年 6 月 27 日のサークルの会合で, サークルの当面の政治的・イデオロギー的要求をつぎのように述べている。  
「欠陥に対するわれわれの要求を個人に向けるだけで, その欠陥が体制そのもの——イデオロギー——から生じているかどうかを検討しないならば, われわれは一つの弊害をより小さい弊害と取りかえる以上のことはできない。われわれは現在の指導者たちからわれわれを解放することができる, と考える。私が心配するのは, ちんばの競争馬のあとに, ちんばのロバがつづくことになりはしないかということだ, ……われわれは, わが国の社会主義体制のなかに欠陥——われわれの指導者が権力を濫用するのを許しただけでなく, われわれが当然それに値するのだが, お互いに人間らしさで接するのを不可能にしている欠陥——を探さなければならぬ。ここで問題となっている欠陥は個人の権利をまったく不必要な程度に削り, また, 個人の負担を不必要に重くしている構造上の欠陥である。」  
(W. レオンハルト, 前掲書, 248 頁)。
- 11) ポーランド事件の展開を聞いたハンガリー人は, 党の指導部がうまく機会をつかんで敏速に行動すれば《ハンガリーにおける社会主義への道》の実現も可能かもしれないと信じた。
- 12) ワルシャワ条約の前文および第 8 条の謳う原則違反。
- 13) 学生の要求の要旨はつぎのとおりである。① ソ連軍の即時撤退, ② 党の各級幹部の秘密投票による選出, ③ ナジを含む政府の再建, ④ ミハイ・ファルカシ, ラコシの公開裁判, ⑤ 複数政党参加による国会選挙と労働者のストライキ権の保障, ⑥ ソ連, ユーゴとの対等関係と相互不可侵, ⑦ 専門家登用による経済の再建, ⑧ 貿易とウラニウムについての情報公開, ⑨ 労働者・知識人のノルマ・給与の改善,

- ⑩ 自営農民への差別廃止, ⑪ 政治犯の釈放と名誉回復, ⑫ 表現・報道の自由の保障。
- 14) このソ連軍の介入は、ワルシャワ条約に法的根拠を求めているが、同条約には侵略に対する共同防衛の規定はあるが内乱に対する出動の規定はない。
- 15) 「1956年のハンガリー暴動の初めの何日かに、権力が党機構から革命・労働者評議会に移行する傾向が見られたが、それは後者がソヴェト軍事干渉に対応して自然発生的に成長していたからである。……暴動に関する国際連合の報告は、こう述べている。このような団体の急速な出現は『暴動の最も特徴的な点のひとつであった。それは、秩序を回復し、ハンガリー経済を社会主義的基盤に基づいて、だが硬直した党の統制やテロル機構なしで再編成する方向への最初の実践的な歩みを代表していた』。しかし……カダル政府は、……1956年秋、評議会を合法化した。1957年中に逆転が生じ、評議会はその年の11月に廃止されてしまった。」(W. プルス, 前掲書, 95-96頁)。
- 16) ナジは、10月30日の放送で、彼の民主的計画化を明らかにしながら、国の生活をさらに民主化するために単一政党制を廃止し、「1945年当時を基礎に」新政府を樹立することを発表した。
- 17) カダル新政府の成立とナジ政府の解任は、ともに正規の手続きを経ていない憲法第23条第2項と第20条第4項違反である。
- 18) カダルは、11月4日放送を通じてナジ政府の解任とカダル政府の樹立を、つぎのように説明している。10月23日に発生した「大衆運動」の「高貴なる目的はラコシとその一派が党と民主主義に対して犯した罪をただし、独立と民族の主権を擁護することにあつた。」しかし、「反革命分子による運動の悪用に対抗してイムレ・ナジ政権は有効に抵抗することができず」「社会主義の成果、人民の国家、労働者・農民の権力、国家の存在そのものをさえ」危うくした。こうした状況の中から「労働者階級、人民、国家全体の利益のために」新しい政権を樹立する必要性が生まれた (F. フェイト, 前掲書, 134頁参照)。
- 19) F. フェイト, 前掲書, 122頁。
- 20) W. レオンハルト, 前掲書, 250頁。
- 21) W. プルス, 前掲書, 112頁参照。
- 22) ソ連共産党中央委員会 (1956年6月30日)「個人崇拜とその諸帰結の克服にがんばる」決定。
- 23) G. マルチネは、両事件の発端はソ連体制の《正常化》にあったと指摘し、その《正常化》とは、「スターリンの後継者たちが、(スターリン体制の……引用者)弱点(まず第一に、度はずれた警察の恐怖支配)を除去し、その是非は別として、かれらが長所とみなすもの(党の権威と《一枚岩》の結束)を保存しようとするところ

たのは、当然のことであった。つまりそれは《正常化》であって、危機の反対物である」という（G. マルチネ、熊田亨訳『五つの共産主義 上』〔岩波新書〕〔岩波書店、1972年〕108頁）。

24) 鹿島正裕「ハンガリーの改革の意味するもの——社会主義の歴史的 understanding のために——」（『アジア研究』Vol. 15, No. 5, 1974年, 59頁）。

25) F. フェイト、前掲書、137—138頁。

### III

東欧諸国の1956年事件以後の特徴は、W. プルスの言をかりていえば、この「事件によって損われた相対的均衡の回復の時期」ということができる。しかし政治的条件が内外とも変化したことは、以前のような状態への回帰ではなかった。確かにソ連の引き締めは復活はしたけれども、個々の国ではそれぞれの国の動向によって相違が生じたといえる。W. プルスは東欧諸国の外部環境に影響を与えた三つの要因をつぎのように示している。その第1は、東欧におけるソ連の権威の再確認、第2は、しかし、ソ連はかつての方法で第1の目標を達成することが不可能になったことの認識、第3は、少くともフルシチョフ失脚まではソ連自身の「進化」が見られたことである。しかしハンガリー革命の結末は、「定められた範囲内でマヌーバーの余地を探し求めざるをえないという態度が、強硬路線論者を含めて指導者のあいだに広まった。」<sup>1)</sup>

カダル政権も発足当初はカダルを見る国民の眼と強力な中央労働者評議会（「第2権力」<sup>2)</sup>）の存在によって柔軟な姿勢をとっていたが、11月末に入るとその態度は大きく変わった。まず党の再建と混乱した政治の建直しをはかった。つづいてナジ派の修正主義に対する闘争も始めた（ナジの逮捕〔11月22日〕、ナジ非難の声明——ナジとその支持者を“人民の敵”“階級の裏切り”と——〔57年2月26日〕、連立政府の断念、プロレタリア独裁推進の声明）。また57年3月にはソ・ハ共同声明で56年の事件を『反革命』ときめつけた。そし

て革命の中心勢力であった作家同盟の解散（1月）と労働者評議会の全面的な禁止（11月）、ナジ派に対する裁判と秘密の処刑を行った。

また政権にとっては、事件で混乱した経済の再建をはかることが急務であった。荒廃した経済の建直しには他の社会主義国からの援助と借款が役立った。また58年からは第3次3カ年計画を実施して国民生活の安定と向上をはかった。さらに農業の再建もすすめられた。1956年にはコルホーズの60%以上が解体され、事件直後の集団農場の面積は可耕地の10%にみたないほどになっていた。カダルは初め集団化には手をつけず国家への強制供出制度も廃止した。それは農民を敵にまわさないためであった。しかし1958年末には集団化に向けて前進し始めた。その方法は「説得と強制をたくみに織り」<sup>3)</sup>混ぜたものであった。1961年には農地の大部分は再び集団農場となった。

このようにしてカダルは1960年後半には、国内経済の建直しと権力の最高手段の権威の回復をとりもどし、さらに「1955年以降、民族的、民主的な欲求の代弁者とみなされてきた知識人の間に権力との妥協にかたむく現実主義的な潮流」を作り出したことである<sup>4)</sup>。そしてソ連共産党第22回大会（第2スターリン批判大会）はカダルをしてその政策の転換に着手せしめた。

〔注〕

- 1) W. ブルス、鶴岡重成訳『東欧経済史 1945—80』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1984年）111—112頁。
- 2) 労働者評議会は、占領のあと数週間にわたってカダル政権に対抗する《第2権力》を形成した。
- 3) F. フェイト『スターリン以後の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1978年）167頁。
- 4) F. フェイト、前掲書、199頁。

## IV

新しい路線にふみだしたカダルは、もともと彼自身も弾圧をうけたラコンの時代を再現するつもりはなかった。「ラーコン時代の恐怖政治の記憶と、何よりも動乱が残した深い傷痕を徐々にとり除き、可能なかぎり社会主義的民主主義を拡大すること」が彼自身の目標であった。1961年12月26日の『プラウダ』への論文で彼は、「専制政治は社会主義的現象ではない」「われわれに反対しないものは、われわれの味方である」<sup>1)</sup>と述べている。

彼の新路線には、つぎのような自由化政策がふくまれていた<sup>2)</sup>。

- ① クラークおよびゆたかな農民であった人々にもコルホーズ加入を許可したこと。
- ② 旧ブルジョワ階級およびインテリゲンツァの子息に課せられていた教育差別が廃止されたこと。
- ③ 共産党以外の市民でも行政、経済部門の高級の職員に起用することにしたこと。

またカダルの新路線は党の改革にも向けられた。62年にはラコンを始めラコン派を党から除名するとともに、激減していた党員数の回復をはかった。そして党8回大会(62年)では党の統制委員会を中央委員会から独立させ、そのメンバーを大会で選出することとした。68年の中央委員会では地方の党組織の幹部選出に複数候補制の導入を決議した。さらに66年の党9回大会でカダルは、スターリン的統治をする党について、「党は国会、政府、地方評議会、企業、協同組合、労働組合、大衆組織に取って替わることはできない。党は、これらの組織の指導部に党員を配したり、その日常業務に介入したり、監視役をしたりする義務も権利ももたない。党の目的は、基本的な原則を立て、包括的政策を定め、政治・経済・文化生活の主要課題を呈示することである」<sup>3)</sup>と述べている。

また、カダルは前述の③にも力を入れた。そのねらいはプロレタリア独裁の大衆基盤の拡大をねらったものである。1962年6月3日付の『ネプサバチャグ』はつぎのようにいう。「党は、工業、農業、行政、文化部門の指導的ポストがもっとも有能の人物によって占められるような状況の実現をめざして努力する。」<sup>4)</sup>

ハンガリー経済は1950年代後半には従来の政策に対する反省とその手直しの過程で進行した。しかしこの手直しは「中央集権的計画化方式そのものは維持しながら過度の集中化を緩和する、部分的な手直しにとどまった。」<sup>5)</sup>

ハンガリーにおいて、本格的な経済改革が要請された要因は、「外延的工業化による経済発展が行きづまり、経済成長の鈍化傾向が示されたこと」による<sup>6)</sup>。経済改革立案の着手の時期は、ソ連でのリーベルマ論文発表とコスイギン改革以後の1964年末である。

1966年5月の「経済改革について」の党の決定は、その改革の特徴を、一つは、計画と市場との有機的統一、二つ目は、合理的で柔軟な価格制度の創出、三つ目は、国内市場と外国市場との有機的結合、をあげている<sup>7)</sup>。

カダルは1967年11月の党中央委員会総会で、「1964年末以来3年間の準備過程で党内の異論が解消し、いまや経済改革は実施の段階に入った」と述べ、「経済改革をハンガリー動乱以後の権力安定、農業の社会主義的改造とならぶ過去10年間の3大課題の一つである」<sup>8)</sup>と強調した。

〔注〕

- 1) 矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史（世界現代史 26）』（山川出版社、1978年）253-254頁。
- 2) F. フェイト、熊田亨訳『スターリン以後の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1978年）200頁参照。
- 3) 鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書 10〕（亜紀書房、1979年）134頁。
- 4) F. フェイト、前掲書、201頁。
- 5) 斎藤稔編『東欧経済改革の現段階』（アジア経済研究所、1978年）47頁。
- 6) 斎藤稔「現代社会主義と経済改革」（東大社研編『現代社会主義——その多元的

様相——』〔東大出版会、1977年〕274頁)。

直接の国内的要因は、1960年代前半の第2次5カ年計画で労働生産性の上昇テンポが目標以下にとどまったことによる。

- 7) 斎藤稔, 前掲論文, 275頁参照。
- 8) 斎藤稔, 前掲論文, 277頁。

## V

ハンガリーの経済改革は「規制された市場メカニズムをもった計画経済モデル(市場誘導モデル)」の理念を最も完全な形で実現したりが、それに見合った政治面での民主化はどのようにすすめられただろうか。「全体的には経済に集中しているハンガリーの改革は、政治面でのあるていどの進展をともなった。労働者自主管理制度が導入されなかったことは確かだが(それが組織形態の面での不信にもとづくのか、それとも政治的含意のためか、明言はし難い)、ある種の自由化が観察される。それは慎重で緩慢ではあるが、他の諸国と較べればきわめて明瞭である。」<sup>2)</sup>

カダルの政治の分野での転換は党第8回大会(1962年)以後である。カダル政権の動乱後の政治的課題は、左右両派を抑制して動乱による政治的混乱を收拾し、ある程度の範囲内で国民に自由を与えることであった。そのために能力のある非党員の政府機関への登用、言論・出版物の統制・検閲の緩和(64年にはブタペストで共産圏で初めて国際ペンクラブ執行委員会が開催された)、政治警察の編成変え等の措置がとられた。また1966年以降には、さらに選挙制度の改善、党と行政機関の地方組織の分権化、司法の独立の強化、議会の権威の確立・強化(議会機能の実質化)が行われた。

選挙制度の改革はその一つである。選挙(国政)とは、国民が国民を代表して直接国政を担当する者を選出する行為をいう。選挙は国民と国政とを人を通して結びつけるルートであるから、① 選挙による選択、すなわち投票者が投票日に直面する候補者の数、② 投票方式およびそれに関連した投票



の秘密の問題、③ 候補者選出における人民参加が民主的に組織され、運営されていなければならない。とくに選挙権者と被選挙権者の範囲をどのように定めるかは、このルートの果す役割に大きく影響する。社会主義諸国の選挙で今まで問題となっている一つに党による選挙の管理支配がある。それは候補者が党の人事権のもとに置かれている統一候補制、一選挙区一候補者のもとにおける投票および得票計算法の不合理である。

ロイ・メドヴェーデフはソ連の選挙を批判してその著『社会主義的民主主義』の中でこう書いている。

「純形式的な手続きがとられるのだから、きわめて多くの選挙人は、誰に投票するかについて関心をもたず、投票用紙を見もせず、投票するやいなや候補者名を忘れてしまう。（だから……引用者）……はじめから投票に参加しない市民の数がますます多くなっている。……遅参または出頭しない選挙人に代って当の選挙委員が用紙を投票箱に投ずる場合もまれではない。」<sup>3)</sup>

このような選挙のあり方を改めるべく、また議員と有権者の結びつきを強めるべくカダル政権は1966年選挙法を改正した。それは小選挙区制と複数立候補制の導入であった。しかしこの改革には大きな欠陥があった。一つは候補者指名権を愛国人民戦線が独占していること、もう一つは、複数候補制になったが、愛国人民戦線の推薦順位通り投票用紙が印刷され白票を投じても順位1位のものが自動的に当選するという仕組みである。そこで70年10月3日には、これらの欠陥・不備を改めた、新しい選挙法を制定した。新法はつぎの点を変えた。① 候補者指名権を愛国人民戦線以外の各種団体や個人にも指名集会において3分の1以上の支持さえあれば与えられたこと、② さらに、複数立候補者のある場合には、その候補者名は投票用紙にはABC順に記載され、投票に際しては、投票者の選択が明示されていない投票は無効としたことである<sup>4)</sup>。

1966年以降の民主化・自由化措置のもう一つは、議会権限（機能）の強

化等々の諸改革であろう。それは、議会の立法機能の拡大と大臣会議その他の政府機関への議会の統制権の強化、議会の常置委員会の法案審議機能の強化、政府各省の活動状況の議会への定期報告の義務付け、代議員と選挙民との結びつきの強化策（選挙法の改正等）がある。また、地方自治体の権限の拡大を内容とした1954年憲法改正（29—32条）と1971年1月の新評議会法の制定と社会主義適法性の遵守という観点から内務省関係（政治警察・裁判所）人事の肅正と最高裁長官、検事総長および法務大臣の議会報告の定期化（68年以降）である。

このようにカダル政権は1960年以降、56年事件によって失った憲法秩序の回復に徐々に務めてきた。

〔注〕

- 1) W. ブルス, 大津定美訳『社会化と政治体制——東欧社会主義のダイナミズム——』（新評論, 1982年）235頁。
- 2) W. ブルス, 前掲書, 237頁。
- 3) ロイ・メドヴェーデフ, 石堂清倫訳『社会主義的民主主義』（三一書房, 1974年）173頁。
- 4) 木戸・柴・皆川『世界の議会——ソ連・東欧』（ぎょうせい, 1983年）187頁。  
См. А. Арвай, Развитие законодательства о Советах в ВНР, «Советское государство и право», 1975 г., № 5, стр. 99, См. Б. А. Страшун, Вводная Статья (Конституция ВНР), в Конституции Зарубежных Социалистических Государств Европы, Москва, 1973, стр. 155.

## VI

(a) これらの諸改革を体系づけたのが72年の憲法の改正である。この改正の作業は<sup>1)</sup>、すでに1966年のハンガリー社会主義労働者党第9回大会でハンガリーの発展の新しい段階に対応した憲法改正の必要性を決定して始まった。70年11月の党第10回大会は憲法の近い将来の主要な方向を示した。すなわち、「われわれの社会主義発展の基本的保障と同時に政治的武器は

1949年憲法である。この基本法の威力は、人民権力を確定したし、一般的にはわれわれの祖国の社会主義的發展の方向を示した。最近20年間に生じた諸変化は、われわれの国家の基本法に適当な改正が必要になってきた。憲法におけるこれらの諸変更の目的はわが国の社会發展の成果、なかならず社会主義の基礎がわが国に創出され強大になったということ、われわれの祖国が社会主義建設のより發達した段階に入り新社会の完全なる建設の道を歩みつつあるということを確認たらしめることである。これに対応すべく憲法における諸変更は国家の社会主義的性格の強化、社会主義的民主主義のいっそうの展開、そしてわが国の發展の事業に奉仕しなければならない。』<sup>2)</sup> カダルは同大会の報告で、改正の具体的内容に言及してつぎのように述べている。「憲法は最近20年間に生じた変化を反映しなければならない。その中では国家生活、国家會議、政府、地方評議會の活動および一般に国家権力機關の仕事のなかに生じた諸変化が考慮されるべきである。憲法は社会主義建設の現段階における市民の権利と義務をより正確に規定しなければならない』<sup>3)</sup>と。

ただ、1949年の憲法との関連では、新憲法の制定という形を取らず、改正という形を取ったことである。その理由についてペロイ・ビスクはつぎのように説明している。

「現行憲法は労働者階級、勤労人民、社会主義建設に正しく奉仕してきたし、奉仕している。しかしそれと同時に近年わが国には共和国の基本法にも反映されねばならないような諸変化が生じたという事実がある。社会主義の基礎が打ち立てられ、農村には土地に対する協同組合的所有が形成された。とはいえここでの本質的な改造はまだ完了していない。われわれには憲法の条項にも党の指導的役割、プロレタリアート独裁のシステムの中での社会的諸組織の役割を確認する必要があるとおもわれる。これが憲法に修正を加えることを要求している諸要因なのである。

それでもやはり新しい憲法を今作成することは正しくないであろう。な

ぜなら——われわれの意見では——わが国の社会は巨大な前進にもかかわらず質的に新しい発展段階には入っていないからである。こうしてたとえばハンガリーをすでに社会主義の建設が完了した国と語ることは時期尚早なのである。それに憲法というのはまさに何よりもまずすでに達成された諸成果を反映しなければならないのである。」<sup>4)</sup>

これと同じ理由から国名も従来と同じ「ハンガリー人民共和国」がとられ、「社会主義共和国」の宣言は時期尚早で退けられた。

改正作業は1971年6月に国家会議の下に委員会（議長ジュラ・カーライ党政治局員）が設けられ憲法の新しい条文を準備した。そして1971年9月には原案が完成した。その原案は、社会諸組織や研究諸機関の討議に付すために送付された。その意見を考慮して最終案は1972年3月26日に作成されて、一般に知らせるために公表された。1972年4月19日B.H.P.憲法の新しい条文は、1972年法律第1号として国家会議において満場一致で採択された<sup>5)</sup>。憲法の構成は、基本的には以前のもので残った。ただ章は11から10に減った（《ハンガリー人民共和国》と《社会機構》の章は《ハンガリー人民共和国の社会機構》の一章に統一された）。これに対して条文は71から78に増えた。

ここで改正憲法の特徴を、カダルの党第10回大会の報告と国民議会における改正案についての報告（1972年4月19日）に、M.コロムとM.コバーチの見解を交え、改正前の憲法と比較しながら整理してみると、つぎの4点になるだろう。すなわち、

第1は、ハンガリーの歴史におけるハンガリー人民の能動的・主体的役割の強調、

第2は、1968年以来進められてきた経済改革の憲法的承認、

第3は、プロレタリア独裁の強化（党の役割の憲法上の明確化）、

第4は、「市民」の権利・自由の拡大と市民の公的・私生活と国家生活の民主化、

である。

(b) 第1について、東欧諸国に対するソ連の影響力の強さは昔も今も変わらない。それについてハンガリーの改正前の憲法はその前文においてハンガリーの歴史的発展（とくに第2次大戦後）を支えたソ連（軍）の役割を過大に評価し、それを称賛する言葉で占められている。ところが今回の改正では、これを改め、ハンガリー人民こそが歴史の主たる担い手であることを強調して、民族の自主性・主体性を表明したのである<sup>6)</sup>。憲法前文は冒頭で、「ハンガリー国は人民の労働、犠牲的精神および人民の社会建設の力によって1000年以上にわたり鼓舞され維持されてきた。同時に支配階級の手の中にあった国家権力は無権利の人民を抑圧し搾取するための手段であった。わが国の人民は社会進歩国の独立のために厳しい闘争を行い、無数の試練の中でわが民族の生存を守り防衛してきた」と述べ、最後に「ハンガリー人民は……社会主義の完全なる建設のために努力している」と結んでいる。これは56年革命を経験し、それを尊重することを表明したカダル政権にとっては、当然のことである。しかし政権は、その後もソ連の意向をうかがいながらその政策を遂行しているのが現実の姿である。

(c) つぎの第2, 3, 4は、ハンガリーの社会、経済、政治の民主化の方向づけに関連のある問題である。この問題についてアナトリー・アグラノフスキはいう。ハンガリーにおける「社会主義的民主主義の拡大はハンガリーでは三つの主要な方向ですすめられている。それは党内民主主義の発展、工場民主主義の強化、評議会活動の充実である。三つの過程が時期的に一致したものけっして偶然ではない。それらは相互に結びついており一つを他から切りはなすこともできない。どれか一つを先走らせることもできない<sup>7)</sup>」と。

(d) ところで、68年に始まった経済改革の評価については必ずしも一定していない。それはこの経済改革が、「計画化の全能に関する幻想」（コルナイ）から「国民経済計画化と計画的な管理なしには目的意識的発展はありえないが、市場メカニズムの作用と制御機能なしには合理的な経済の組織化はあ

りえない」(B. チコシュ = ナジ) という観点に立ったものではある<sup>8)</sup>が、果してそれが社会的改革——生産点における民主化(生産の社会化)——をも包含するものであったかどうかという点である。これに関してマルトン・ブサは「計画的に組織された生産の諸形態を成熟させるためには……社会主義的民主主義の発展などの一連の段階を通過しなければならない。……レーニンの言葉を借りて言えば『実際に生産を社会化する』ことにある。(労働者の政治権力は、……引用者)労働過程で管理するものと管理されるものとの敵対的な対立をとりものぞき、歴史上初めて工場における民主主義の発展を生産関係、すべての社会関係の発展の不可欠の要因とする。……ハンガリーの共産主義者の企業での民主主義の発展を労働のいっそうの社会化の不可欠の構成部分と考えながら、この問題に大きな意義を認めている」と述べているが<sup>9)</sup>、経済改革は政治・社会体制の民主化と併行して行ってこそ、現代の社会主義体制が抱きかかえている矛盾を克服しうる唯一の手段なのである。

72年の改正憲法は、68年以来の経済改革の理念を憲法的に確認した条項をもっている。まず、国民(国家)経済の中における企業の地位と役割について従来の国家所有形態企業の優先の考え方を改め各種所有形態は「具体的諸条件の下で……独自のメリットを持ちうるのであるという理解」に変わり「企業間の差別規制が撤廃されることになった。」<sup>10)</sup> 憲法第6条第2項は、それを「ハンガリー人民共和国はあらゆる形態の社会的所有を発展させ保護する」と規定した。また憲法は企業(国家企業および経済機関)は市場原理にもとづいて「独自に管理」(自主管理 самостоятельный распоряжение)<sup>11)</sup>することを認めたとし(第9条)、また協同組合の活動にも自主性を保障した(第10条)。

さらに社会主義経済に特有な義務的性格をもった経済計画について憲法は、「ハンガリー人民共和国の経済生活は国家国民経済計画によって決定される。国家は社会的所有の下にある企業、協同組合・施設に依拠しつつ、生産力の発展、人民財産の増大、市民の物質的ならびに文化的水準の漸次的向

上および国の防衛的強化のために、国民経済の方向づけをし監督する（傍点は引用者）」（第7条）と規定した。この「方向づけ」という表現の意味は、従来の計画・管理制度の根本的再編成を確認して、「経済計画は企業にとって義務的性格をもたず、したがって義務的指標は与えられず、中央当局は財政・金融手段をテコとして、計画の予定する方向に企業を誘導」するということである<sup>12)</sup>。

企業をとりまく諸条件の変化（改革）は、企業そのものを運営する企業長の選任条件にも変化をもたらした。従来の政治忠誠よりも管理能力、経営能力が優先するようになった。それと併行して労働組合の権限も大幅に強化された。すなわち、労働組合は、各工場・企業の労組評議会で意思決定を行い、代表者を経営評議会に派遣するが、その時つぎのような権利を行使する。具体的には（1）意見表明権（企業計画の作成、経営者の任免等）、（2）同意権（労働協約の締結）、（3）自主決定権（社会保障、文化、厚生等）、（4）統制権（生活・労働諸条件）、（5）拒否権（法律・政令・労働協約等）、（6）労務紛争解決機関への参加権、（7）組合役員の労務保護権、（8）各生産現場、企業レベルの生産評議会に経営者の出席を求める権利である<sup>13)</sup>。

このように経済改革に伴う工場民主主義のための様々な措置が講ぜられたにもかかわらず、それは十分なものではなかった。それは党が1975年3月第11回大会において、再度工場民主主義のいっそうの深化の必要性を提起したことから明らかである。大会決議は、「労働現場の、工場の民主主義は、社会主義的民主主義の根幹であり、企業経営や地域の公共の問題、およびそれらの決定への実質的発言力を与え、労働の創造的性格の開花を助け、指導者と配下の社会主義的關係を形成するための重要な手段であり、勤労者の責任感を強め、彼らの活動を盛んにする……。肉体労働者の経営評議会、企業管理委員会の仕事への参加を一般化しなければならない」と述べている<sup>14)</sup>。

(e) ハンガリーの民主化推進において、経済活動の民主化について第3、

第4の政治生活の面での民主化も重要な問題である。今回の改正の特徴の一つは、ハンガリー国家がみずからよって立つ権力の基盤を拡大する措置を講じたことである。それはつぎのような点である。

(一) 権力行使の主体が旧法の労農同盟唯一という思想から全勤労人民の同盟という思想に広げられたこと。改正前の憲法がハンガリー国家を「労働者と勤労農民の国家」と規定していたが、改正憲法はそれを「社会主義国家」(第2条第1項)と改め、その権力行使主体の枠を広げて「全ての権力は勤労人民」(第2条第2項)に属し、「労働者階級」は、「協同組合に参集した農民階級と同盟し、知識人およびその他の社会の勤労者層と協同して、権力を行使する」(第2条第3項)と規定した。

(二) 権力行使(国家権力実現)の形態において、「市民」の公共問題への直接的参加権が確認されたこと。国家権力実現の代表形態を、改正前の憲法は、人民に選ばれ人民に対して責任を負う代表者を通して行うと定めていたが、改正憲法の表現は、市民は直接に職場や居住地域において公共問題の処理(解決)に参加すると定め、直接形態を定めた(第2条第3項)。

(三) 自由と権利の拡大とその享有主体が拡大されたこと。まずその一つは、権利・義務を定めた章の名称がより精確になったことである。すなわち改正前の憲法は第8章が「市民の諸権利と諸義務」となっていたが、改正憲法は第7章を「市民の基本的諸権利と諸義務」として「市民の基本権」という法概念を取り入れたことである<sup>15)</sup>。これは、基本的人権を基礎とする近代憲法の論理に親近性を示したものと思われる。その一つのあらわれは、改正憲法で規定している各種の市民の基本権の体系とその章の冒頭の第54条第1項で「ハンガリー人民共和国は人間の諸権利を尊重する」の規定から、ハンガリー憲法が人権に関して人間として当然にもっていると考えられる基本的な権利を尊重することを宣言したものと考えられる<sup>16)</sup>ことと、もう一つは憲法が従来の“勤労者”(worker)という表現にかえて“市民”(citizen)という表現を使用していることである。当時の法務大臣のミハイ・コロムはそ



の意義をつぎのように述べている。「これは根本的な変化である。憲法が市民の権利、義務を定めた時期には搾取し労働しない社会層がいまだ存在しているということを念頭に置いていたということだけをいえば十分だろう。市民一般の権利と特殊に勤労者の権利との間に差別をもうけることが必要であったのはそれゆえである。今日ではハンガリー社会は基本的利益が同一である階級および階層によって構成されている。こうした状況の下では憲法で規定されている全ての権利が全ての市民に与えられることのみ当然のことであろう。」<sup>17)</sup>

（四） 国家会議の権限の強化<sup>18)</sup>と国家諸機関の分権を明確化したこと。改正憲法は国家会議を「国家権力」のみでなく「人民代表の最高機関」（第19条第1項）とし、その権限は、「最高機関」にふさわしい内容になった。これまでの（1）法律の採択、（2）国家予算の承認、（3）国民経済計画の承認、（4）人民共和国幹部会の選出、（5）閣僚会議の選出、（6）省の設置と廃止、（7）宣戦と講和に関する決定の採択、に加えて、（a）憲法の制定、（b）政府計画の討議と承認、（c）国際条約の批准、（d）最高裁判所長官および検事総長の選出、（e）諸国家機関による憲法侵犯の監視、（f）国家決算の承認、が新しく追加され、国家会議の権限領域が増大した。このような権限をもった国家会議は、「人民の主権に源を発する全ての権利を行使し、社会の憲法上の秩序を保障し、管理の組織・方向・諸条件を決定する」（第19条第2項）任務をもつとともに、行政機関に対する強力なる統制力を保有することとなった。

つぎに国家諸機関の分権化については、まず「集団元首」たる地位にある幹部会の地方権力機関たる評議会に対する関係が、改正前の憲法では幹部会は、上級機関として日常的な指導権をもっていたが、改正憲法では、保護的機能の強い「憲法上の監督」（第31条第3項）のみ行い、その日常的指導は、大臣会議にゆだねた（第35条第1項第4号）。また、司法機関については、「裁判官は独立であり、法律のみに従う」（第50条第2項）と規定して、その独立性を保障し、最高裁長官と検事総長は、その活動について国家会議に報告す

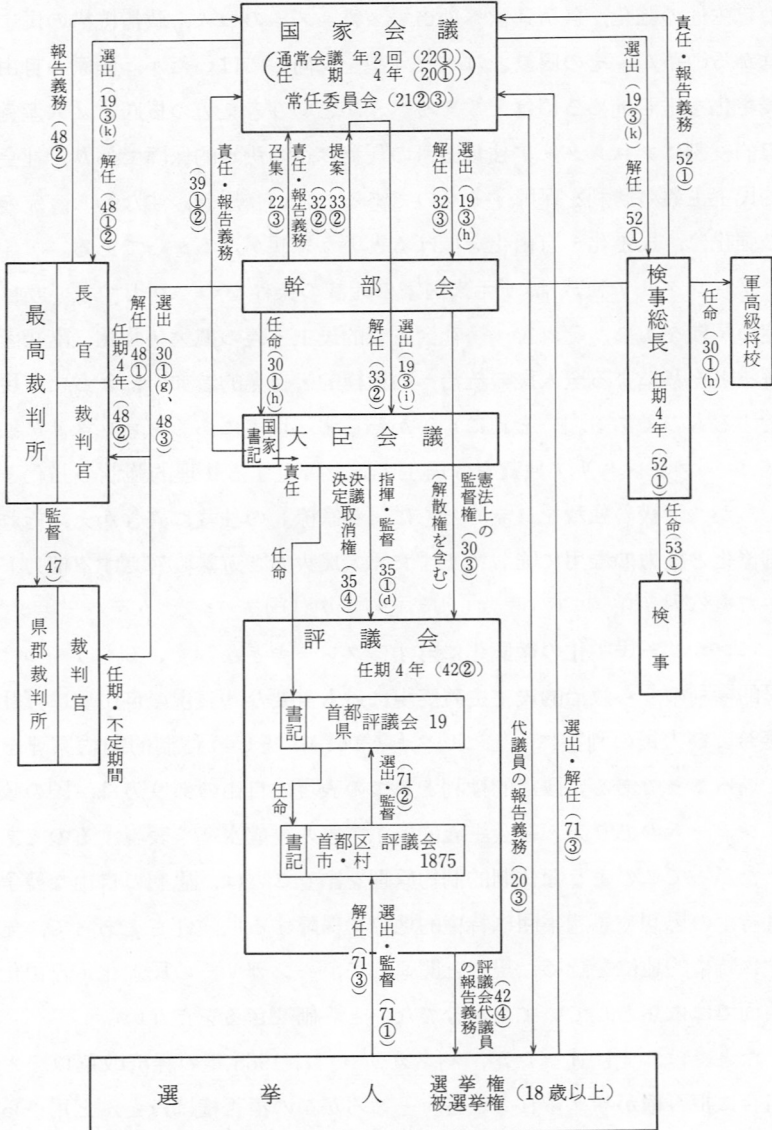
ることを義務づけている（第48条第2項、第52条第2項）。閣僚会議については、改正前の憲法は閣僚会議を、「国家行政の最も高度な機関として画いてきた。」そして「閣僚会議の役割は時の経過の中で広げられ」<sup>19)</sup>てきた。改正憲法は、閣僚会議の任務の第1に「市民の諸権利を保護し保障する」（第35条第1項）をつけ加えたことは注目に値する。

(f) 以上が改正憲法で示されたハンガリー憲法の中の民主主義的な政治構造である。ところが改正憲法には、この民主的要素にブレーキをかける非民主主義的要素が残されていたのである。

憲法は国家の基本法である。そこには国家権力の基礎（起源）、その内容と限界および構成を規定するが、その国家の歴史的な性格は、権力が所与の社会の成員とどのような関係に立つかによってきまる。すなわち権力の本質・内容は、権力がどのような具体的な形態で構成され、どのような具体的な発現形態をとるか、そこではどのような具体的な政治形態が形成されるかによる。その具体的なものは、とくに政党制（国家における政党の地位）、選挙制度（政治的自由の度合）、市民的自由（国家における市民的自由の地位）、権力の統合と分配のあり方である。

まず、政党の憲法上の地位についてハンガリー改正憲法は、ハンガリーにおける権力の源泉は勤労人民にある（第2条第2項）と規定しながら、「労働者階級のマルクス・レーニン主義党は社会の指導的勢力である」（第3条）として、改正前の憲法では「労働者階級」の指導的役割しか認められていなかった労働者党がここに来て労働者党（共産党）に国法上の特権的地位を付与した。これは事実上一党制と同等の政治レジームを承認したことになる。一党制は、社会の全構成員がその党の党員でないにもかかわらず、国家意思の形成がその政党内部の意思形成でもって事実上完了してしまっ、たとえ、その体制内に公的機関の場での公的意思形成のプロセスがあってもそれが形骸化してしまう制度である。ここから党による国家の代位（党と国家の癒着）という現象が生まれる<sup>20)</sup>。そのようなことは、現実の社会主義諸国の経

ハンガリー人民共和国の国家機構



(カッコ内の数字は、憲法の条文を示す)

験が示すところである。このことは、1956年以來カダルが進めてきた民族の自主性の強化、経済運営への市場メカニズムの導入、政治機構の民主化をはかる改革が、その限りではユーゴ型を志向してはいたが、国家の自由化・民主化を推し進めるにはどうあるべきかという考え方の根底に「共産党の指導的役割はプロレタリア独裁国家の任務遂行の決定的保障であり、社会主義的民主主義の勝利を保障するものである」という思想、すなわち、党の権限の強化は、民主化・自由化を拓げるといふ思想があるからである。

プロレタリア独裁は、「元来国家の死滅の条件をつくり出すという自己否定の契機をもち、それを……社会主義的民主主義の拡大・強化（階級矛盾の解決とそれによる全人民の統治への積極的・自発的参加）によって実現せんとするものである。」それにもかかわらず、現実にあるプロレタリア独裁国家は、「プロレタリア独裁を、民主主義を否定する物理的強制的強化と混同し、かつ階級の独裁を『党』とくに『党官僚』の独裁に置きかえ、それ自身官僚化と権力の濫用に陥ってますます人民大衆と遊離し対立する権力」になっている<sup>21)</sup>。

ハンガリー民主化の徹底化に対するブレーキとなっているもう一つは、市民的権利のうち政治的民主主義実現に最も重要な「表現の自由」に『社会主義および人民の利益にもとづいて』（第64条）という体制的制約原理を付していることである。政治的権利としての表現の自由のあり方は、国の政治的レジュームのあり方、社会主義的民主主義の達成水準を表現するのである。したがってこのような体制的制約原理を謳うことは、思想の自由な競争を妨げ特定の思想や思想集団に特権的地位を保障する危険性さえあって、先述の党に特権的地位を認めた規定と関連して、ハンガリーの民主化・自由化は政治面では依然としていまだ十分でないといふ評価せざるをえない。

たとえば、先に述べたが、ハンガリーでは1968年の経済改革以来、労働組合に拒否権が与えられている。ところがこの拒否権はほとんど用いられていない<sup>22)</sup>。それは労働者は国家経済の基本政策の決定には参加できないし、

またその決定に参加するだけの情報も機会も与えられていないからである。全ての基本決定は党の支配下にある企業長、技術者、経済専門家の水準で行われて、労働者は追従するだけである<sup>23)</sup>。

ズデニューク・ムリナーシはその仕組みの成り立ちをつぎのように説明する。社会主義における（党が掌握する）「政治権力は直接に、経済的諸関係の主体である。」そのわけは「いわゆる社会主義的所有は、政治権力が生産諸関係の切り離しがたい完全な構成要素、経済諸関係の構成要素」となっているからである。「そこでの経済諸関係は、現実には、経済主体——生産者と消費者——と政治権力とのあいだの関係である。政治権力はつねに経済的諸関係の主体であり、その直接の関与者である。」故に「政治権力は、あらゆる賃金生活者の『雇用主』の役割を果たすことになる。……政治権力の姿をとった『雇用主』は、いたるところに遍在する要因となり『被雇用者』にたいするその影響力は労働時間終了後も継続する。」「政治権力は、経済的および経済外的強制手段の両方をもちいて人びとを圧力下におく可能性をもつ」のである<sup>24)</sup>。

したがって、労働者は、「企業の批判することはそれ自体、危険をはらむ行動であるから、批判するには勇気を必要とする。……こうした現実が民主主義の行使」をさまたげているのである（ハンガリー労働組合機関紙『ムンカ』〔1973年10月〕「政治的勇気と民主主義」<sup>25)</sup>）。

## 〔注〕

- 1) ミハーイ・コロムやコバーチによると、憲法改正の作業は1962年の第8回党大会の頃から開始されたといわれる（Cf. Mihály Korom, *Amending the Constitution of the Hungarian People's Republic*, *«The New Hungarian Quarterly»*, Vol. XIII, No. 48, Winter 1972, p. 16, См. И. Ковач, Теоретические вопросы развития Венгерской конституции, *«Советское государство и право»*, 1976 г., № 6, стр. 85.)。
- 2) См. И. Ковач, Указ. соч., стр. 85-86.
- 3) 平泉公雄「ハンガリー人民共和国における憲法改正——意義と問題点——」（『アジア研究』Vol. 15, No. 8, 1974年）60頁。
- 4) 平泉, 前掲論文, 59頁。Cf. M. Korom, *op. cit.*, p. 16.

- 5) См. Б. А. Страшун, Вводная Статья (Конституция ВНР), в Конституции Зарубжных Социалистических Государств Европы, Москва, 1973, стр. 156.
- 6) См. Б. А. Страшун, Указ. соч., стр. 156.
- 7) Анаトリー・アグラノフスキー「権力をとっている人民——ハンガリー人民共和国——」(『平和と社会主義の諸問題』1973年春季号, 93頁)。
- 8) 岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』(有斐閣, 1983年) 197頁。
- 9) マルトン・ブサ「社会主義と工場における民主主義——ハンガリー——」(『平和と社会主義の諸問題』1974年春季号, 124頁)。
- 10) 平泉, 前掲論文, 68頁。
- 11) См. Б. А. Страшун, Указ. соч., стр. 158.
- 12) 平泉, 前掲論文, 68頁。
- 13) 鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書 10〕(亜紀書房, 1979年) 156—157頁参照。
- 14) 鹿島, 前掲書, 132—133頁。
- 15) См. В. А. Страшун, Указ. соч., стр. 163.
- 16) 1944年のハンガリー全土解放後のハンガリー暫定憲法である1946年国家体制法は, その前文で市民に, 「人の自然的かつ不可譲渡的権利」を保障すると謳っている。なお自然権として, 人身の自由, 表現の自由, 集会・結社の自由, 参政権, 社会権をあげている。
- 17) Cf. Korom, *op. cit.*, p. 18.
- 18) Cf. *Ibid.*, pp. 18-19.
- 19) Cf. *Ibid.*, p. 20.
- 20) 藤田勇『社会主義社会論』(東大出版会, 1980年) 138—139頁。
- 21) 拙稿「ユーゴスラビアにおける自主管理国家論」(畑中・福井編『現代国家論』法律文化社, 1983年, 216頁)。
- 22) ハンガリー労働者党機関紙『ネブサバチャグ』1973年8月24日付によると, 1967年から73年までの7年間に7件, 1年に1件ということである(藤村信『西欧左翼のルネサンス——パリ通信——』〔岩波書店, 1977年〕213頁参照)。
- 23) 藤村信, 前掲書, 212頁参照。
- 24) ズデニェーク・ムリナーシ, 佐藤経明訳「『現実社会主義』の諸問題」(『世界』1983年4月号, 158頁)。
- 25) 藤村信, 前掲書, 213頁参照。

## VII

3回に亘って1919年以來のハンガリー憲法の特色とその展開過程を、一方には、1917年のロシア革命と36年憲法の制定と展開、その下での人民民主主義諸国の成立ならびにスターリン批判以來のソ連圏の憲法の動向を、もう一方には、近代市民国家の政治原理（人権保障と権力分立）と49年以來労働者自主管理制度を導入して全く独自の道へ踏み出したユーゴスラビアの憲法の制定と展開を視野に入れながら概観してきた。

東欧諸国は、近代・現代の歴史の展開のなかで、ヨーロッパを舞台にした歴史的紛争になんらかの形でかかわってきた。第2次大戦後は第1次大戦後と同様に、まさに大国（ソ連）のもとに自国の運命をゆだねた。そして、その政治構造は以後40年を経た今日も東欧を規定している。東欧諸国のいわゆる『ソ連型社会主義』の導入は、経済発展の面についていえば、（とくに初期の段階には）一定の範囲で有効に機能した。しかし政治の面については、終始複雑な歩みを示してきた。その複雑さは各国の立場や伝統の差で一律ではない。もとよりこの地域の人々は歴史的に、他国家・民族によって支配された経験をもっていたことから、自民族の意志を越えたところに存在する権力がいかに強力かをよく知っていた。しかし同時に、この地域の人々は、もともと民族的自立心が非常に強く、それに加えて早くから、なんらかの形で市民社会を経験（感覚的なものも含めて）したことから、体質的に強い異物拒絶反応を持ち合わせていた。そして時としてこの相異なる二つの力、すなわち、ソ連という超権力と、東欧諸国民族がもつ民族的自立心・市民的感觉とが衝突しあうことがあった。それが1948年のソ連・ユーゴの対立、53年のベルリン騒動、56年のボズナム騒動、ハンガリー革命、60年後半のチェコスロバキア動乱、そして最近のポーランド『連帯』を中心とした一連の政治改革運動の高揚であった。しかしこの東欧の抵抗にも、その国の

歴史的伝統によってちがいがあつた。東独型、ポーランド型、ルーマニア型、ユーゴ型、である。ハンガリーも一つの型を形作っている。それは「表面では与えられた原則を守りつつ、実質的には国民性にのっとった改良をその枠組みのなかで追求するタイプ」である<sup>1)</sup>。

ハンガリーの改革は、全体として経済に集中して、政治の面ではある程度の進展しか観察しえない。すなわちある種の自由化である。この自由化の歩みは慎重でゆっくりしたものであるが、他の諸国と比較すれば明瞭であった。その意味で他の東欧諸国から注目されていた。しかしその自由化は、表向きの批判にはぶつからなかった。その理由は、この自由化が「党の指導的役割」を犯さなかったからである<sup>2)</sup>。F.フェイトは、それを、「カダルは体制の限度内のできるかぎりの自由を市民にみとめ、国民各階層の生活水準と労働条件の改善に精力的にとりくむと約束し、それと引きかえに市民の側はソ連の優位の下にあるハンガリアで党独裁の永続をあきらめてうけ入れたのである。」「カダルはこうした二重の妥協のおかげでまったく独自の、そして模範的な地位をきずきあげることができた」と、評価している<sup>3)</sup>。

しかし、東欧諸国の中でハンガリーの経済改革は、いちばんうまく機能しているとみとめることができるが、それが政治改革に連動・発展しているとは必ずしも認めることはできない。たしかに先にも述べたように権力の分散が試みられ（① 行政府に対する国家会議の地位の向上、② 地方自治・分権の強化、③ 政策立案・立法審議過程の公開、④ 独立の違憲審査機関の新設、⑤ 党と愛国人民戦線内部の人事・運営の民主化等々）、若干の複数主義の導入（1983年12月の選挙法の改正による選挙での複数立候補制の法的義務づけ化）がなされはしたが、自由の欠如、すなわち人間の地位が依然として政治権力に根本的に従属している状態が続いていること（83年中の、人気作家の1年間の発表禁止処分、人気雑誌編集長の解任、幾人かの作家の西欧旅行への旅券発給拒否、党の不可解な人事異動等々）である。この根本的原因是は、ハンガリーでも一つのイデオロギーしか認めない党中央が政治指導を独占する状態——共産党を地盤とした絶対的権力の中枢に、権力が



集中している状態がつづいている点にある。この意味からソ連陣営の現状は、「1930年代に成立したソ連の基本的な体制複合体が質的に全く変っていない」<sup>4)</sup>とというるのかもしれない。

（完）

〔注〕

- 1) 杉森康二「東欧社会主義の夢と現実」(『現代の理論』1984年8月号、No. 204, 12—27頁参照。
- 2) W. ブルス, 大津定美訳『社会化と政治体制』新評論, 1982年, 237—238頁参照。
- 3) F. フェイト, 熊田亨訳『スターリン以後の東欧』〔岩波現代選書〕岩波書店, 1978年, 375—376頁。
- 4) ズデニューク・ムリナーシ「80年代のソ連圏——危機克服は可能か——」(『世界』1983年10月号)参照。